

◎新潟県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市新堀字前田151番6から	新	9.9～13.0メートル	221.0メートル
同市新堀字前田179番まで	旧	7.3～11.4メートル	221.0メートル